

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1307号)

平成27年8月27日

横情審答申第1307号

平成27年8月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年10月31日市市情第748号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市
情第393号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市情第393号）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年7月29日に市の発行した文書「一部開示決定通知書（市市情393号）」の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書の、その根拠部分だけを抜粋したもの。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年10月8日付で行った「平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について（平成26年度市市情第393号）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った、一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市では、事案についての最終的な意思決定（決裁）は、行政文書によって行うものとしている。決裁に係る起案文書は、市の意思決定を具体化する原案を起案者が作成したものであり、起案者から順次上位職への回議を経て、決裁権者が最終的な意思決定を行う。

したがって、平成26年7月15日付開示請求に係る一部開示決定通知書である平成26年度市市情第393号の一部開示決定通知書（以下「市市情第393号決定通知書」という。）の「根拠規定を適用する理由」により当該決定を行うと判断するに至った根拠が記載された文書は、本件申立文書が該当する。

- (2) 市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）が平成26年7月15日付開示請求を受けて、これに係る決定をするに当たっては、起案文書の本文中に当該

決定に係る「根拠規定を適用する理由」を記載して職員が起案した。その後、市民情報室及び市民局総務部総務課の職員の承認を経て、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に基づき市民局長の決裁を受けて、決定案が確定し、決定の内容を書面で請求者に通知している。

- (3) 本件請求に係る開示請求書の記載によると、市市情第393号決定通知書の「根拠規定を適用する理由」に関して、横浜市がそのように考えるに至った根拠が記載された文書を求めるものであることから、本件請求に係る対象行政文書は、本件申立文書そのものであり、本件申立文書全体をもって根拠としている。このため、「根拠部分を抜粋したもの」を求めるとされても、対象行政文書は本件申立文書以外には存在せず、そのほかに「根拠規定を適用する」と考えるに至った根拠の記載された行政文書は作成しておらず、保有していない。

よって、本件請求に対し、本件申立文書を特定した。

- (4) 本件異議申立てに関するものとしては、同一の異議申立人（以下「申立人」という。）から同様の開示請求及び異議申立てを受け、平成26年9月12日市市情第551号により、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 申立人は、根拠部分だけを抜粋したものを請求したにもかかわらず、開示された文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号の規定により非開示となる部分を除く全文であり、抜粋ではなかった。
- (3) 仮に本件請求が、市市情第393号の一部開示という意味決定の根拠となる文書の請求であったならば、一部抜粋不可能であるという主張には合理性がある。本件請求は、市市情第393号決定通知書の「根拠規定を適用する理由」欄に書かれた文章の、更にその一部の文章について、そのように考えるに至った根拠を求める請求である。一部抜粋不可能であるという実施機関の主張には合理性がない。
- (4) 申立人は、市市情第393号決定に関する実施機関の意思決定の根拠を求めている

のではない。たまたま市市情第393号決定通知書に記載があったため、市市情第393号決定通知書にはこのように記載してあるが、との記載をした。申立人が知りたいのは、「議論の変遷や個々の意見見解が公になると、市民が無用な疑いを抱く」という実施機関の考えの根拠は何なのか。また、実施機関がそのように考えた根拠はどこに記載されているのかである。

本件申立文書は市市情第393号の一部開示決定という意思決定のために作成された文書であり、「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠を説明するために作られた文書ではない。本件申立文書の全文が根拠であるとする実施機関の主張には合理性がない。

- (5) 本件申立文書において、「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」という文章は、情報公開条例第7条第2項第6号を適用すべきと主張する起案者が己の主張の根拠として挙げたものである。つまり、時系列的に「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」という命題の正しさを証明した後でないで、市市情第393号の意思決定を行うことができない。
- (6) 最終的に開示等に対する決定を実施機関がした根拠というのであれば、市市情第393号決定通知書の根拠規定を特定したのは正しい。しかし、実施機関が情報公開条例第7条を適用するべきと考え、適用した結果非開示としたという流れであり、申立人が求めているのは最初の部分である。
- (7) 実施機関の職員の挙動が不審で、業務や法令を理解していない疑いがある。

5 審査会の判断

- (1) 情報公開条例に基づく開示決定等に対する異議申立てに係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、審査会を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重し、不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会の答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、諮問第1407号に係る審査会の審議資料の開示請求に対し、当該資料を情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示と決定し、開示請求者に通知した起案文書であり、起案用紙、起案本文、決定通知書(案)、対象行政文書及び開示請求書で構成されている。

なお、申立人は意見陳述において、市市情第393号決定通知書に関する実施機関の意思決定の根拠を求めているのではなく、議論の変遷や個々の意見見解が公になると、市民が無用な疑いを抱くという実施機関の考えの根拠を求めている旨主張しているが、当審査会としては、本件請求に係る開示請求書の記載内容からはそのような文書の開示を請求する趣旨であるとは読み取ることはできなかった。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、市市情第393号決定通知書の「根拠規定を適用する理由」により当該決定を行うと判断するに至った根拠が記載された文書として、本件申立文書を特定し、本件処分を行ったと説明している。

これに対し、申立人は、本件申立文書は本件請求に係る行政文書には該当しない、仮に本件申立文書が本件請求に係る行政文書であるとすれば、市市情第393号決定通知書の根拠規定を適用する理由欄に書かれた文章の、更にその一部の文章について、根拠を求める請求であるから、抜粋をするべきと主張しているため、当審査会では本件処分の妥当性について以下判断する。

イ 申立人は、当審査会答申第1290号に係る対象行政文書と同一の文書のうち、根拠部分のみを抜粋したものを請求している。

本件開示請求とほぼ同様の記載によって当審査会答申第1290号の対象行政文書を特定した決定は妥当であるとの判断については、当該答申において示したとおりである。また、本件請求において申立人は当審査会答申第1290号の対象行政文書のうち議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱くと考えるに至った根拠部分のみを抜粋したものを求めると請求しているが、当審査会答申第1290号では、本件申立文書全体をもって議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱くと考えるに至った根拠としていると認定している。

したがって、現時点において当該答申における判断を覆すような事情の変化も認められないことから、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書全体を特定したことは妥当である。また、実施機関が本件申立文書以外の文書を作成していないという説明は是認できる。

ウ なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月31日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年11月20日 (第178回第三部会)	・諮問の報告
平成26年11月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年11月27日 (第259回第一部会) 平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・諮問の報告
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・審議
平成27年5月14日 (第268回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年6月25日 (第271回第一部会)	・審議
平成27年7月9日 (第272回第一部会)	・審議